

資料編

1 相馬市地域福祉計画策定推進委員会要綱

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、福祉分野の包括的な計画となる相馬市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図るため、相馬市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗管理に関する事項
- (3) 計画に係る調査等に関する事項
- (4) その他計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、市長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（報償金）

第7条 委員会の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 相馬市地域福祉計画策定推進委員会名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	相馬人権擁護委員協議会	阿部 和夫	
	相馬市外部評価委員会	木幡 洋平	
保健福祉及び医療関係者	相馬市社会福祉協議会	只野 裕一	委員長
	相馬郡医師会相馬支部	米村 浩幸	
地域福祉関係者	相馬市・新地町地域自立支援協議会	荒川 雄久	
	相馬市民生児童委員協議会	建藤 洋悦	
	相馬市地域包括支援センター	佐藤 和子	
	相馬市子ども・子育て会議	田中 幸子	副委員長
	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏見 香代	
	相馬市地域包括ケア推進会議	山本 留美子	
地域住民の代表者	相馬市老人クラブ連合会	伊東 通夫	
	相馬市区長会	伏見 正	
その他市長が必要と認める者	相馬市	横山 哲也	

(敬称略)

3 相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ名簿

所属		職	氏名
総務部	総務課	課長	高橋 裕宗
企画政策部	企画政策課	課長	落合 武志
民生部	市民課	課長	佐藤 英光
	保険年金課	課長	寺島 賢二郎
保健福祉部	社会福祉課	課長	荒 秀明
	こども家庭課	課長	但野 拓也
	高齢福祉課	課長	岸 昌彦
	保健センター	所長	半谷 修一

4 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年 3月27日	相馬市地域福祉計画策定推進委員会要綱の制定
5月16日	第1回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
5月23日	第1回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
6月17日	第2回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
6月27日 ～7月26日	相馬市地域福祉計画に関するアンケート調査
8月19日	第3回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
9月5日 ～9月20日	相馬市地域福祉計画策定に係る各団体・組織等における 課題調査
令和7年 1月24日	第4回相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ
2月7日	第2回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
2月25日	第3回相馬市地域福祉計画策定推進委員会
3月21日	策定

第Ⅰ期相馬市地域福祉計画

令和7年3月

発 行 相馬市保健福祉部社会福祉課

住 所 相馬市中村字北町63番地の3

電話 0244-37-2258

ファックス 0244-37-2162

メール h-syakai@city.soma.lg.jp